

奈良県告示第三百四十九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第一項の規定により、土砂災害の発生原因が地すべりである土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成二十六年十二月二十六日

奈良県知事 荒井正吾

区域の名称	区域	縦覧場所
川上村東川（〇〇一）地すべり警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県吉野土木事務所 及び川上村役場総務税務課
川上村迫（〇〇一）地すべり警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県吉野土木事務所 及び川上村役場総務税務課
川上村高原（〇〇一）地すべり警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県吉野土木事務所 及び川上村役場総務税務課
川上村人知（〇〇一）地すべり警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県吉野土木事務所 及び川上村役場総務税務課
川上村白屋（〇〇一）地すべり警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県吉野土木事務所 及び川上村役場総務税務課
川上村井戸（〇〇一）地すべり警戒	次の平面図のと	奈良県吉野土木事務所

区域	おり	及び川上村役場総務税務課
川上村武木（〇〇一）地すべり警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県吉野土木事務所及び川上村役場総務税務課
川上村井光（〇〇一）地すべり警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県吉野土木事務所及び川上村役場総務税務課
川上村下多古（〇〇一）地すべり警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県吉野土木事務所及び川上村役場総務税務課

「次の平面図」は省略し、その図面を奈良県土木マネジメント部砂防課及び表の縦覧場所に備え置いて一般の縦覧に供する。